

労働者協同組合への組織変更について

※資料内では以下の略称を使用します

労働者協同組合法→労協法

中小企業等協同組合法→中協法

特定非営利活動促進法→NPO法

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月1日から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

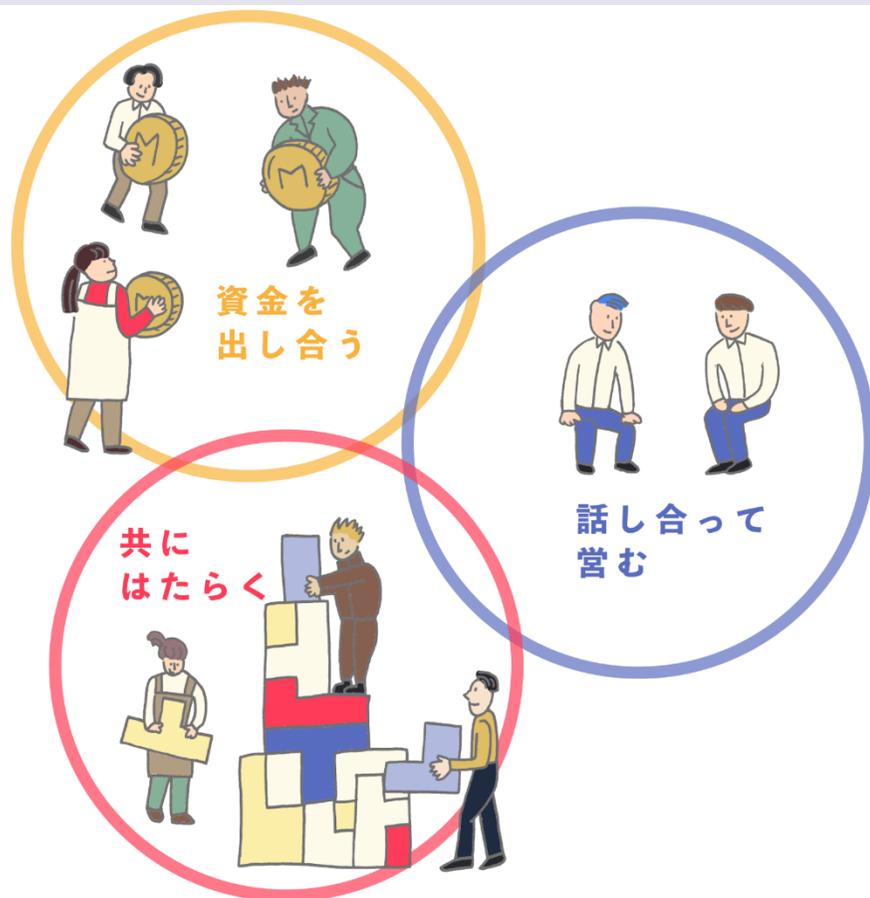
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原理に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を
行うことを目的とするよう定めています。

——— 基本原理 ———

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



組織変更について



労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	NPO 法人	合同会社 (LLC)	株式会社	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	特定非営利活動 (20分野)	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（１）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （２）農業の経営 （３）（１）及び（２）に附随する事業
設立手続	準則主義	認可主義	認証主義	準則主義	準則主義	準則主義	準則主義
議決権	1人1個	1人1個	原則1人1個	1人1個	出資比率による	原則1人1個	1人1個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	会費、寄付	社員による出資	株主による出資	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年2割までの出資配当	できない	定款の定めに応じた利益の配当	出資配当	できない	・利用分量配当（（１）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年7分までの出資配当

労働者協同組合への組織変更が可能

労働者協同組合への組織変更について

根拠条文

労働者協同組合法附則第4条

この法律の施行の際現に存する**企業組合**（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に掲げる企業組合をいう）又は**特定非営利活動法人（NPO法人）**（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう）は、施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、（労働者協同）組合になることができる。

【ポイント】

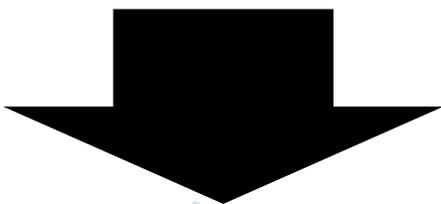
- 別の組織から労働者協同組合に組織変更を行えるのは企業組合または特定非営利活動法人（NPO法人）に限られる。
- 組織変更を行えるのは労働者協同組合法の施行時（令和4年10月1日）に既に存在していた団体。
- 組織変更を行えるのは、労働者協同組合法の施行日から起算して3年以内という期限がある。

組織変更の期限について

労協法附則第4条

施行日から起算して3年以内に、その組織を変更し、（労働者協同）組合になることができる。

いつまでにどういう状態であることが必要？

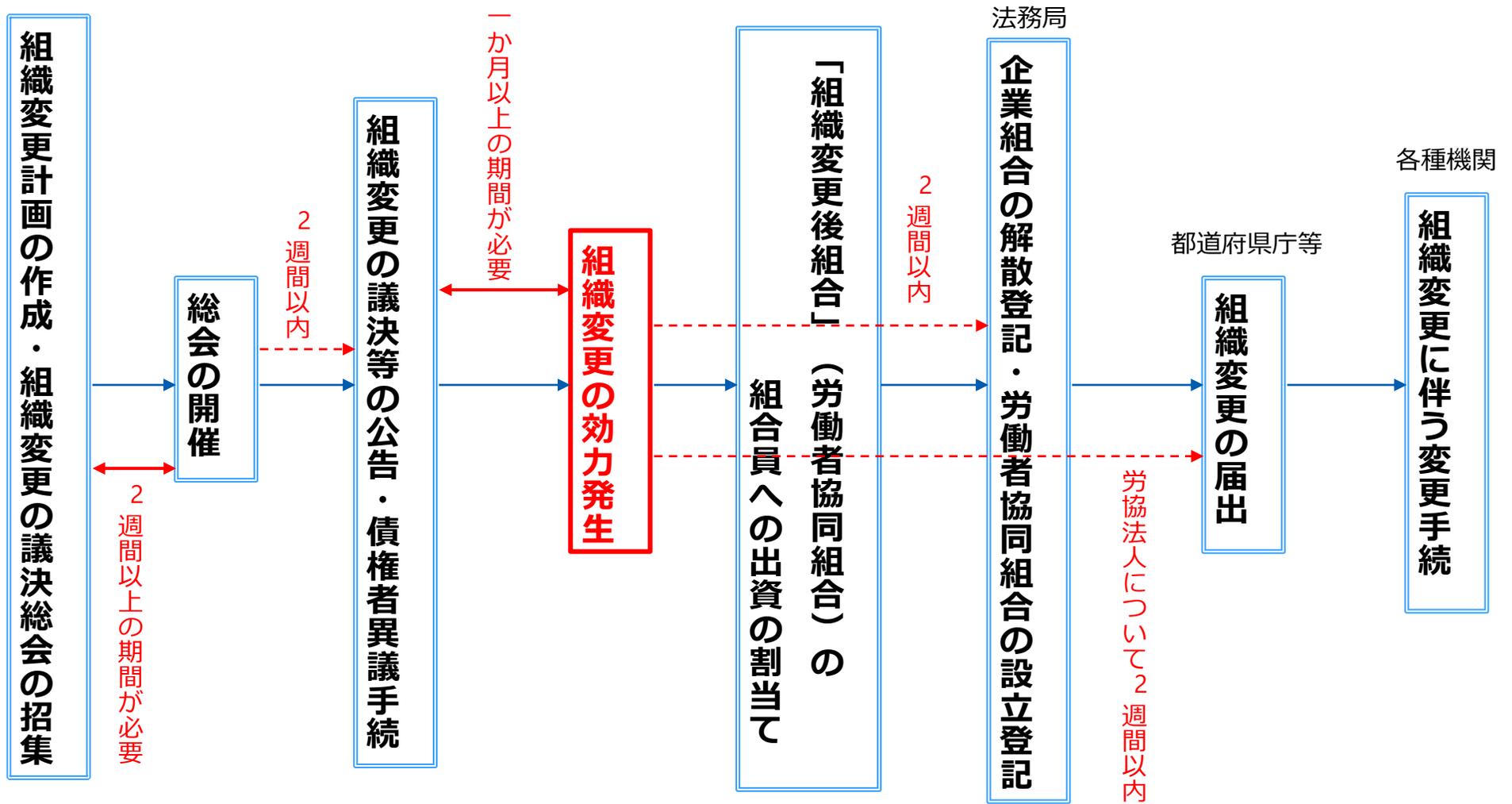


**組織変更の効力発生日が令和7年9月30日
以前（30日を含む）であることが必要です！**

令和7年10月1日以降は組織変更を行うことはできず、一度企業組合、NPO法人を廃止する必要があります。
(この場合、労働者協同組合を設立した際の資金や権利義務関係等の移転など様々な手続きが必要となります。)

企業組合の組織変更について

企業組合からの組織変更の流れ



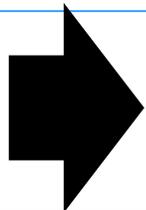
手続きの詳細（組織変更計画の作成、総会の招集）

組織変更計画の作成（労協法附則第5条）

組織変更を行うために、まずは組織変更計画を作成します。必要な内容は以下のとおりです（法附則第5条第4項）。

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ 組織変更する企業組合の組合員が組織変更の際して取得する組織変更後組合の出資口数又は、その口数の算定方法
- ⑥ 組織変更する企業組合の組合員に対する前号の出資の割当てに関する事項
- ⑦ 効力発生日
- ⑧ その他、厚労省令で定める事項

※⑤、⑥は企業組合のみ必要な内容



⑦で定める効力発生日が令和7年9月30日以前
であることが必要です！

組織変更の議決総会の招集（労協法附則第5条第3項、中協法第49条第1項）

組織変更を行うには総会での議決が必要です。

議決する総会の2週間前までに

- ・ 会議の目的である事項
- ・ 組織変更計画の要領
- ・ 組織変更後の労働者協同組合の定款 を通知してください。

手続きの詳細（総会の開催、公告）

総会の開催（労協法附則第5条、中協法第53条）

組織変更計画を総会の議決で承認します。

総会の招集は、**会日の2週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに**、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければなりません。

総組合員の半数以上の出席、その議決権の3分の2以上の多数による特別議決を必要とします。

※特別議決 中協法第53条に規定された内容に関する議決。定款の変更、組合の解散、合併、組合員の除名、事業の全部の譲渡などがあり、労協法附則第5条により組織変更も特別議決が必要です。

組織変更の議決等の公告・債権者異議手続（労協法附則第6条、中協法第33条第4項）

総会の議決から**2週間以内**に議決の内容及び貸借対照表を公告します。

（この公告の方法は店頭掲示の他、官報での公告、日刊新聞への掲載、電子公告があります）

また、組織変更をする旨及び公告の日から一定期間（**一か月以上の期間**）は債権者が異議を述べられることを**官報に公告**し、把握している債権者には催告を行います。

（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告により公告するときは、各別の催告は不要です）

総会の議決後の公告から一か月以上必要であるため、

組織変更計画作成時に効力発生日を1、2週間先などに設定することなどはできません。

（令和7年9月に入ってから準備を始めても間に合いません）

官報への公告申し込みから実際の掲載までも一定の期間がかかりますので、余裕を持った準備をお願いします。

手続きの詳細（効力発生日）

組織変更の効力の発生（労協法附則第11条）

組織変更をする企業組合は、効力発生日に労働者協同組合となります。

企業組合の組合員が行っていた出資について（労協法附則第7条、第8条）

組織変更に同意した企業組合の組合員は、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後組合の出資の割当てを受けます。

総会に先立って企業組合に対し書面で組織変更反対の意思を通知した組合員は、組織変更の議決の日から20日以内に書面をもって持分の払戻しを請求することにより、効力発生日に当該企業組合を脱退し、脱退に当たっては定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができます。

手続きの詳細（登記、変更の届出）

解散＋設立の登記（労協法附則第15条、労協法施行令附則第3条）

企業組合が組織変更をしたときは**効力発生日から2週間以内**に、法人を管轄する法務局で

- ・ 組織変更前の企業組合については解散の登記
- ・ 組織変更後の労働者協同組合については設立の登記 を行う必要があります。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についてもご参照ください。

- ・ 令和4年9月21日法務省民商第439号

「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」

（組織変更についてはP.34～）

<https://www.moj.go.jp/content/001416565.pdf>

組織変更の届出（労協法附則第12条、中協法第111条）

以下の行政庁に対し組織変更、組合成立の届出を行う必要があります。

- ・ 企業組合の行政庁（財務大臣の所管に属する事業を行わない場合は、管轄都道府県知事。行う事業の全てが財務大臣の所管に属する事業の場合は財務大臣。財務大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行う場合は、財務大臣及び管轄都道府県知事）に対して、**遅滞なく**組織変更届。

- ・ 労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対して、**効力発生日から2週間以内**に成立届。

変更届様式例

様式例（労働者協同組合法附則第12条関係）

年 月 日

中小企業等協同組合法第111条第1項第5号に規定する行政庁 殿

企業組合の住所及び名称

企業組合を代表する理事の氏名

労働者協同組合への組織変更届

労働者協同組合法附則第4条に規定する組織変更をしたので、同法附則第12条第1項の規定によりその旨届け出ます。

組織変更後組合の名称	
組織変更後組合の主たる事務所の所在地	
組織変更後組合の代表理事の氏名	
組織変更の効力発生日	年 月 日

組織変更届様式例

左は組織変更届の様式例です。

実際に届出を行う際には使用する様式について届出先の行政庁にご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982605.zip>

組織変更に伴う関係手続き（一例）

手続	内容
社会保険関係	健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在地変更届
労働保険関係	労働保険名称、所在地等変更届
雇用保険関係	雇用保険 事業主事業所各種変更届
銀行口座関係	口座名義変更に関する届出
賃貸物件関係	名義変更に関する届出
許認可等関係	許認可等を受けている事業の所管行政庁に対する変更届等

上記は手続きの一例です。

それぞれの企業組合の事業内容等に応じて必要な手続きは異なります。

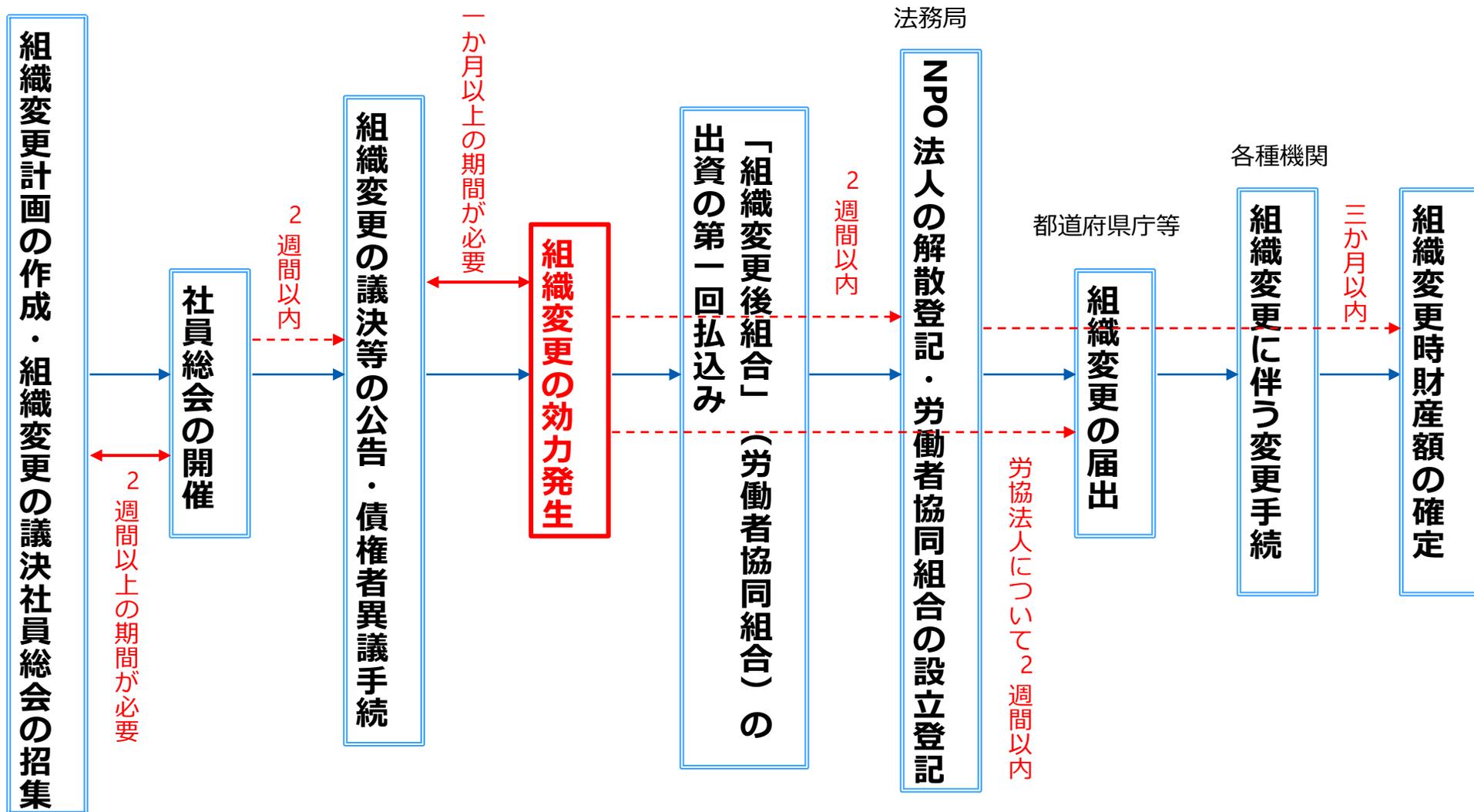
NPO法人の組織変更について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

NPO法人からの組織変更の流れ

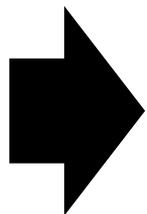


手続きの詳細（組織変更計画の作成、総会の招集）

組織変更計画の作成（労協法附則第5条）

組織変更を行うために、まずは組織変更計画を作成します。必要な内容は以下のとおりです（法附則第5条第4項）。

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名
- ⑤ **効力発生日**
- ⑥ その他、厚労省令で定める事項



⑤で定める効力発生日が令和7年9月30日以前
であることが必要です！

組織変更の議決総会の招集（労協法附則第16条、NPO法第14条の4）

組織変更を行うには社員総会での議決が必要です。

議決する社員総会の2週間前までに

- ・ 会議の目的である事項
- ・ 組織変更計画の要領
- ・ 組織変更後の労働者協同組合の定款 を通知してください。

※定款には後述する「組織変更時財産額」及び「特定残余財産の処分に関する事項」も定める必要があります。

手続きの詳細（総会の開催、公告）

総会の開催（労協法附則第5条、NPO法第31条の2）

組織変更計画を社員総会の議決で承認します。

総会の招集は、**会日の2週間**（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければなりません。

定款に別段の定めがあるときを除き、総社員の4分の3以上の賛成がなければ議決をすることができません。

組織変更の議決等の公告・債権者異議手続（労協法附則第6条、第19条、NPO法第28条の2第1項）

総会の議決から**2週間以内**に議決の内容及び貸借対照表を公告します。

（この公告の方法は店頭掲示の他、官報での公告、日刊新聞への掲載、電子公告があります）

また、組織変更をする旨及び公告の日から一定期間（**一か月以上の期間**）は債権者が異議を述べられることを**官報に公告**し、把握している債権者には催告を行います。

（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告により公告するときは、各別の催告は不要です）

総会の議決後の公告から一か月以上必要であるため、

組織変更計画作成時に効力発生日を1、2週間先などに設定することなどはできません。

（令和7年9月に入ってから準備を始めても間に合いません）

官報への公告申し込みから実際の掲載までも一定の期間がかかりますので、余裕を持った準備をお願いします。

手続きの詳細（効力発生日）

組織変更の効力の発生（労協法附則第11条）

組織変更をするNPO法人は、効力発生日に労働者協同組合となります。

出資の第1回の払込み（労協法第25条、附則第17条）

理事は、NPO法人の組織変更計画が承認されたときは、**遅滞なく**出資の第1回の払込みをさせなければなりません。

なお、新規の労働者協同組合の設立時と同様に、第1回の払込み額は出資一口につきその額の4分の1を下回ることはできません。

手続きの詳細（登記、変更の届出）

解散＋設立の登記（労協法附則第19条、労協法施行令附則第4条）

NPO法人が組織変更をしたときは効力発生日から2週間以内に、法人を管轄する法務局で

- ・組織変更前のNPO法人については解散の登記
- ・組織変更後の労働者協同組合については設立の登記 を行う必要があります。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についてもご参照ください。

- ・令和4年9月21日法務省民商第439号

「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」

（組織変更についてはP.34～）

<https://www.moj.go.jp/content/001416565.pdf>

組織変更の届出（労協法附則第19条、NPO法第9条）

以下の行政庁に対し組織変更、組合成立の届出を行う必要があります。

- ・NPO法人の行政庁（管轄都道府県知事）に対して、遅滞なく組織変更届。
- ・労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対して、効力発生日から2週間以内に成立届。

変更届様式例

様式例（労働者協同組合法附則第19条において準用する同法附則第12条関係）

年 月 日

特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁 殿

特定非営利活動法人の住所及び名称

特定非営利活動法人の代表者の氏名

労働者協同組合への組織変更届

労働者協同組合法附則第4条に規定する組織変更をしたので、同法附則第19条において準用する同法附則第12条第1項の規定によりその旨届け出ます。

組織変更後組合の名称	
組織変更後組合の主たる事務所の所在地	
組織変更後組合の代表理事の氏名	
組織変更の効力発生日	年 月 日

組織変更届様式例

左は組織変更届の様式例です。

実際に届出を行う際には使用する様式について届出先の行政庁にご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000982605.zip>

NPO法人からの組織変更に伴う保有財産について

NPO法人は実施できる事業が限定されており、その解散時の財産は、国又は地方公共団体に譲渡（定款に定めのある場合、他のNPO法人等への譲渡も可）、又は、国庫に帰属することとされているため、組織変更後の労働者協同組合にそのまま財産を引き継ぐことはできません。

このため、NPO法人から労働者協同組合へ組織変更した場合、組織変更後の労働者協同組合の行う事業が特定非営利活動（NPO法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう）に係る事業に該当することについて、行政庁の確認を受ける、という手続きが設けられています（労協法附則第20条）。



確認を受けるとどうなる？

この確認を受けることで、確認に係る事業で生じた赤字について、組織変更時に保有していた財産額

（組織変更時財産額*）から損失填補を行うことができるようになります。確認を受けていない事業の損失補填や従事分量配当の原資とすることはできません。

毎事業年度が終了した後は、組織変更時財産額、組織変更時財産残額を行政庁へ報告する必要があります。

なお、NPO法人から労働者協同組合へ組織変更した時に有していた財産（現金、自動車、事務用機器、不動産など）を、期中において一時的に、労働者協同組合として実施する「確認に係る事業」と「確認に係る事業以外の事業」の両方に使用すること自体は可能です。

* 組織変更を行う直前にNPO法人が有していた財産のこと。

NPO法人が解散だけ行う場合、有していた財産は国又は地方公共団体に譲渡することができ（定款に定めのある場合、他のNPO法人等への譲渡も可）、処分されない財産は国庫に帰属しますが、この財産の額に相当するものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額を組織変更時財産額と呼びます。（労協法附則第18条、労協法施行規則附則第7条）

手続きの詳細（組織変更時財産額の確定）

組織変更時財産額の確定（労協法附則第18条）

組織変更の登記をしてから **3か月以内**に、算定日（効力発生日前日）における組織変更時財産額等を行政庁に提出します。この提出により、組織変更時財産額が確定します。

組織変更時財産額は組織変更を議決する社員総会前の段階で定款に定めて通知する必要がありますが、正式な確定は労働者協同組合になった後の算定額を行政庁へ提出することでなされます。

提出が必要なのは以下の書類です。（労協法施行規則附則第7条）

- 1 附則第5条に規定する組織変更時財産額及びその計算を記載した書類
- 2 算定日における貸借対照表の純資産の部に計上すべき額を記載した書類
- 3 各時価評価資産の算定日における帳簿価額並びに時価及びその算定方法を記載した書類
- 4 算定日における附則第5条第3号に規定するものの明細を記載した書類
- 5 算定日における財産目録及び貸借対照表
- 6 算定日の属する事業年度の活動計算書
- 7 時価評価資産の算定日における時価の算定の根拠を明らかにする書類
- 8 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

特定残余財産

NPO法人から組織変更する労働者協同組合の定款には、通常必要な事項（労協法第29条第1項）の他に、組織変更時財産額、特定残余財産の処分に関する事項も定める必要があります。

特定残余財産とは？

組織変更後労働者協同組合が解散した場合における残余財産のうち、**組織変更時財産残額から確認に係る事業の損失補填に充てた額を控除した額**

※ NPO法人から組織変更した労働者協同組合において、当該労働者協同組合が解散した場合に、NPO法人から引き継いだ財産の残余があった場合（特定残余財産）には、その帰属先はNPO法人と同様に法令上限定されています。このため、あらかじめ定款で特定残余財産の処分に関する事項を定めておくことが求められています。

確認に係る事業とは？

総会で組織変更の承認を受けた労働者協同組合の行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することにつき、行政庁の確認を受けることができる。特定非営利活動に該当するのは以下の20の事業（労協法附則第20条、NPO法第2条第1項）。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営
又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として
都道府県又は指定都市の条例で定める活動

組織変更に伴う関係手続き（一例）

手続	内容
社会保険関係	健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在地変更届
労働保険関係	労働保険名称、所在地等変更届
雇用保険関係	雇用保険 事業主事業所各種変更届
銀行口座関係	口座名義変更に関する届出
賃貸物件関係	名義変更に関する届出
許認可等関係	許認可等を受けている事業の所管行政庁に対する変更届等

上記は手続きの一例です。

それぞれのNPO法人の事業内容等に応じて必要な手続きは異なります。